



手続きガイドンス ～適用基準と申請方法について～

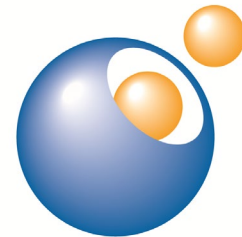
施行：2021年10月1日
ver.1-2 211102

Ⅱ 介護編

(介護休業を取得した場合)

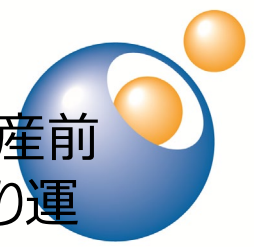
1. 適用基準
2. 申請方法と期限
3. 事例紹介 (休業取得パターン別の手続き方法紹介)

1. 適用基準



(1) 基本的な考え方

- ① 会員が介護休業を取得し、その休業日数が2ヶ月（61日）以上の場合、会員の申請に基づき、会費を1年間全額減免します。
なお、介護休業を分割して取得する場合は、通算の休業日数が61日以上となった場合について、同様に会費を全額減免します。
(2021年11月1日時点の法律では、介護休業は3回に分割して取得可能です)
- ② 上記休業とは、一日単位で（終日）仕事を休んだ場合をいい、半日または出勤日の時間の一部を休暇取得した場合は対象外です。
- ③ 会費の減免申請は、対象とする介護者1名に対して1回のみ申請できます。
なお、過去に介護した対象者とは異なる介護者に対して介護休業を取得した場合は、新たに減免を申請することが可能です。



④ **介護休業以外の事由** <若手(30歳未満)、身体障害者手帳を有する、産前産後または育児休業> による**減免が既に適用**となっている場合は、次の通り運用します。

- ・ **全額**減免が適用済みの場合・・本制度による会費減免は適用されません。
- ・ **半額**減免が適用済みの場合・・本制度により、1年間の全額減免を適用します。

(2) 申請期限と適用年度

① 申請期限は**事由発生日(*1)から2年以内**（2年後の事由発生日と同日）です。
詳細は「2. 申請方法と期限」「3. 事例紹介」をご参照ください。

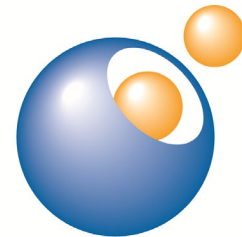
*1：休業の開始日です

② 減免の適用は、**申請が受理・承認された翌年度の会費**とします。
なお、申請が承認された時点でその年度の会費が未納の場合は、当該年度の会費を減免します。

(3) 本制度の運用開始時期

本制度は、**事由発生日が2022年4月1日以降**の申請を対象とし、運用を開始します。2021年度時点の制度からの移行など、個別対応が必要な場合は、後述の「問い合わせ先」までご連絡ください。

2. 申請方法と期限



(1) 申請方法

証明書類(*2)を、下記アドレス宛にメールで送付してください。

アドレス：kaiin@jiban.or.jp

件名は「会費減免申請」としてください。

*2：証明書類とは：「**介護休業証明書**」

- ・必ず「**勤務先が発行したもの**」を提出してください。
- ・勤務先が発行したことが確認できない場合は受理できませんのでご注意ください。
- ・休業を分割して取得した場合は、合計で61日以上休業したことがわかる書類を提出してください。

(2) 提出期限

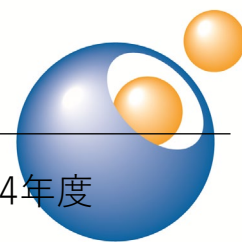
事由発生日(*1)から**2年以内**（2年後の事由発生日同日）です。

なお、介護休業を分割して取得した場合は、休業の通算取得日数が2ヶ月（61日）以上となった場合に申請可能です。その場合の事由発生日は、「3.」をご参照ください。

(3) 提出された証明書類の扱い

個人情報保護の観点から、送付いただく証明書類（データ）は、会費減免の承認後、事務局で直ちに消去します。

3. 事例紹介 (休業取得パターン別 手続き方法の紹介)



2091年度

2092年度

2093年度

2094年度

パターンA:介護休業を93日連続して取得した場合

介護休業93日

例えば2092年6月1日に
減免申請した場合

会費全額減免

事由発生日
(休業開始日7/1)

↑申請期限
事由発生から2年後
(7/1)

* 申請が受理、承認された時点で
2092年度会費が未納の場合は、
2092年度会費が全額減免となります。

パターンB:介護休業を分割して合計93日（61日以上）取得した場合

休業20日

(仕事復帰)

休業開始日7/1

休業50日

(仕事復帰)

↑事由発生日
2回目の休業
開始日 (2/15)

休業23日

休業開始日8/1

例えば2093年12月1日に
減免申請した場合

会費全額減免

↑申請期限
事由発生から
2年後 (2/15)

・分割して休業を取得した場合は、休業の通算日数が61日以上となった場合に申請可能となります。パターンBの事由発生日は、2回目の休業開始日です。(2回目の休業で通算取得日数が61日以上に達したため)
・提出する証明書類は、休業の合計が61日以上であることが分かる書面を提出してください。



以上、手続き方法を紹介しました。
ご不明な点、質問等は学会事務局
までご連絡ください↓↓

アドレス kaiin@jiban.or.jp



地盤工学会公認キャラクター
ドクターモグ